

名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定の有効期間)</p> <p>第 6 条</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 予防専門型訪問サービス又は生活支援型訪問サービスと法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護を一体的に運営 (同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。以下同じ。) <u>している</u> 指定事業者の指定期間 当該訪問介護の指定の有効期間</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>四 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス又は運動型通所サービスと法第 8 条第 7 項に規定する通所介護 (法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下同じ。) を一体的に運営している指定事業者の指定期間 当該通所介護の指定の有効期間</p>	<p>(指定の有効期間)</p> <p>第 6 条</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 予防専門型訪問サービス又は生活支援型訪問サービスと法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護を一体的に運営 (同一法人が同一場所において運営する場合をいう。次号において同じ。) <u>する</u> 指定事業者の指定期間 当該訪問介護の指定の有効期間</p> <p><u>三の二 予防専門型訪問サービスと生活支援型訪問サービスを一体的に運営する指定事業者 (既にいずれかのサービスの指定を受けている者に限る。) の指定期間 既に指定を受けているサービスの指定の有効期間</u></p> <p>四 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス又は運動型通所サービスと法第 8 条第 7 項に規定する通所介護 (法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下同じ。) を一体的に運営 (<u>同一法人又は同一個人事業者が同一場所において運営する場合をいう。次号において同じ。)</u> <u>する</u> 指定事業者の指定期間 当該通所介護の指定の有効期間</p>

(新設)

(新設)

四の二 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス又は運動型通所サービスのうち、2以上のサービスを一体的に運営する指定事業者（既にいずれかのサービスの指定を受けている者に限る。）の指定期間 既に指定を受けているサービスの指定の有効期間

2 前項各号の規定にかかわらず、既に受けている指定の有効期間は、法第 115 条の 45 の 6 に規定する指定の更新を受けるまでは変更しないものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。